

令和 7 年度鉱山保安担当者等研修

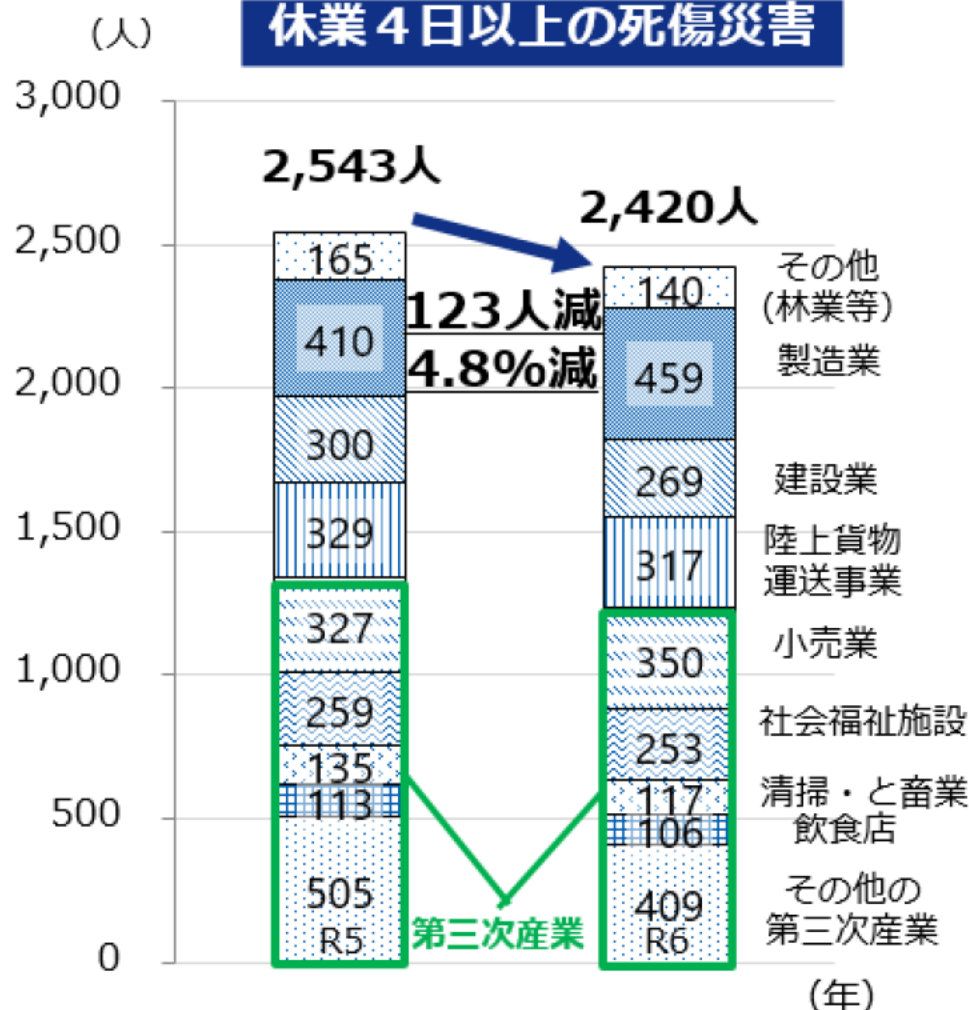
労働安全衛生関係法令における 事業者が講ずべき措置について

宮城労働局 労働基準部健康安全課

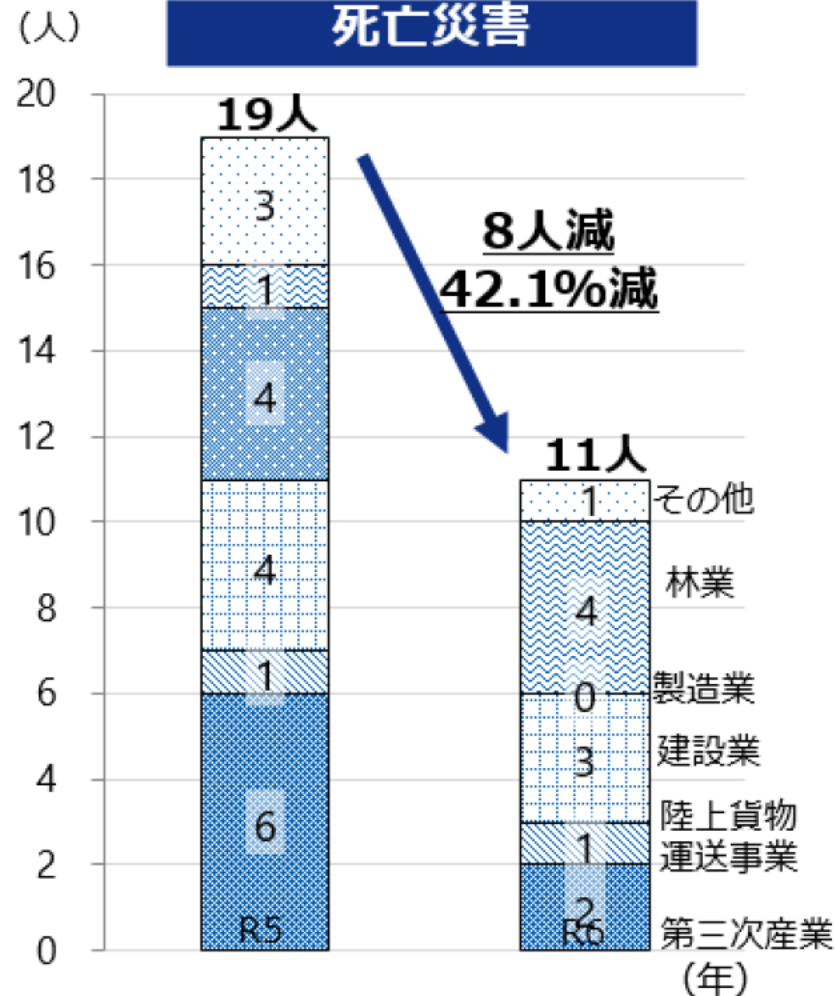
1 宮城労働局管内の労働災害発生状況

- 令和6年の休業4日以上死傷者数は、令和5年から123人減少（4.8%減少）
- 令和6年の死亡者数は、令和5年から8人減少（42.1%減少）

休業4日以上死傷災害

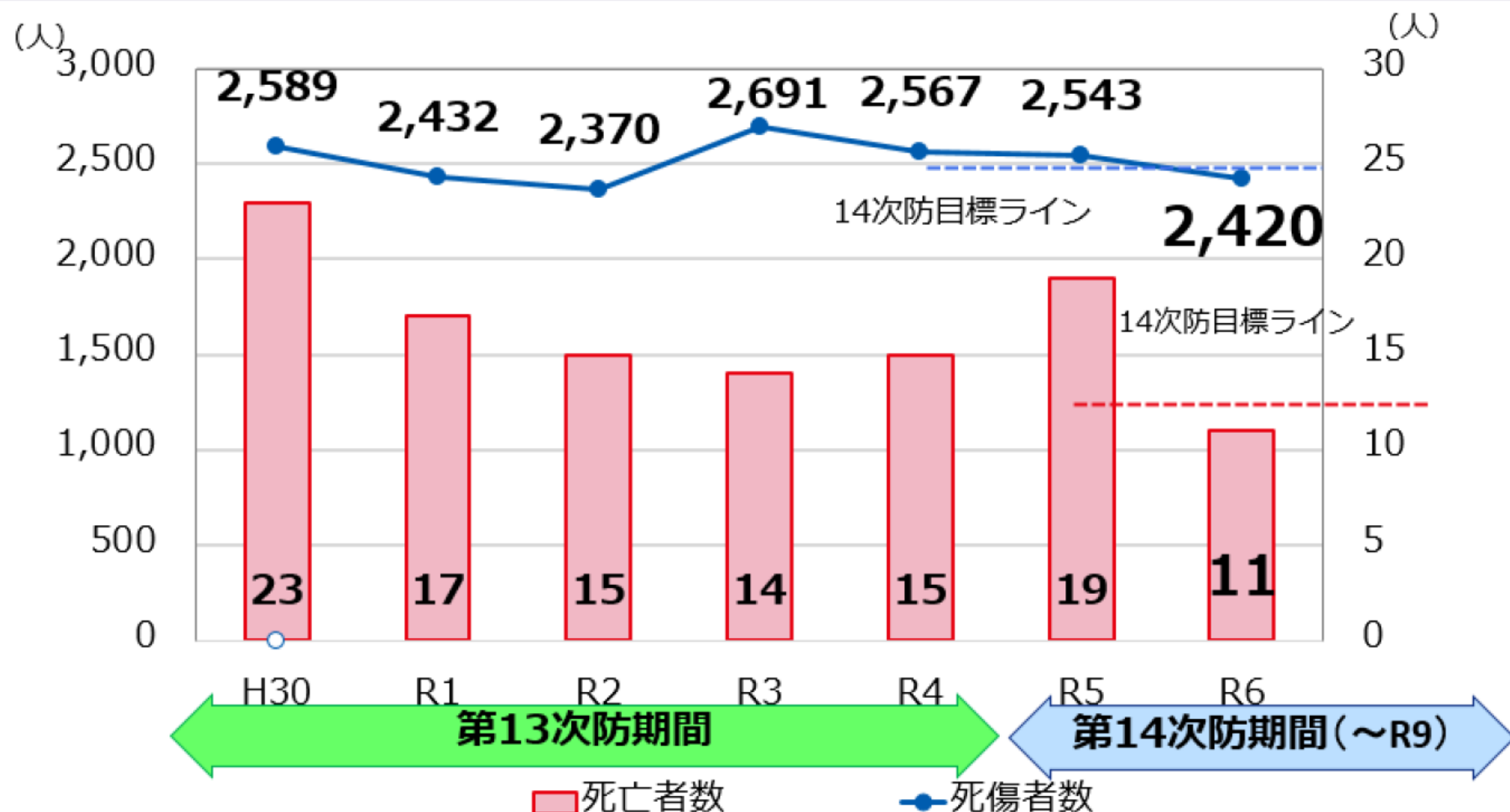


死亡災害



労働災害発生状況（近年の推移）

- 令和6年の休業4日以上死傷者数は、2,420人（14次防目標2,567人）
- 令和6年の死亡者数は、11人（14次防目標14人）

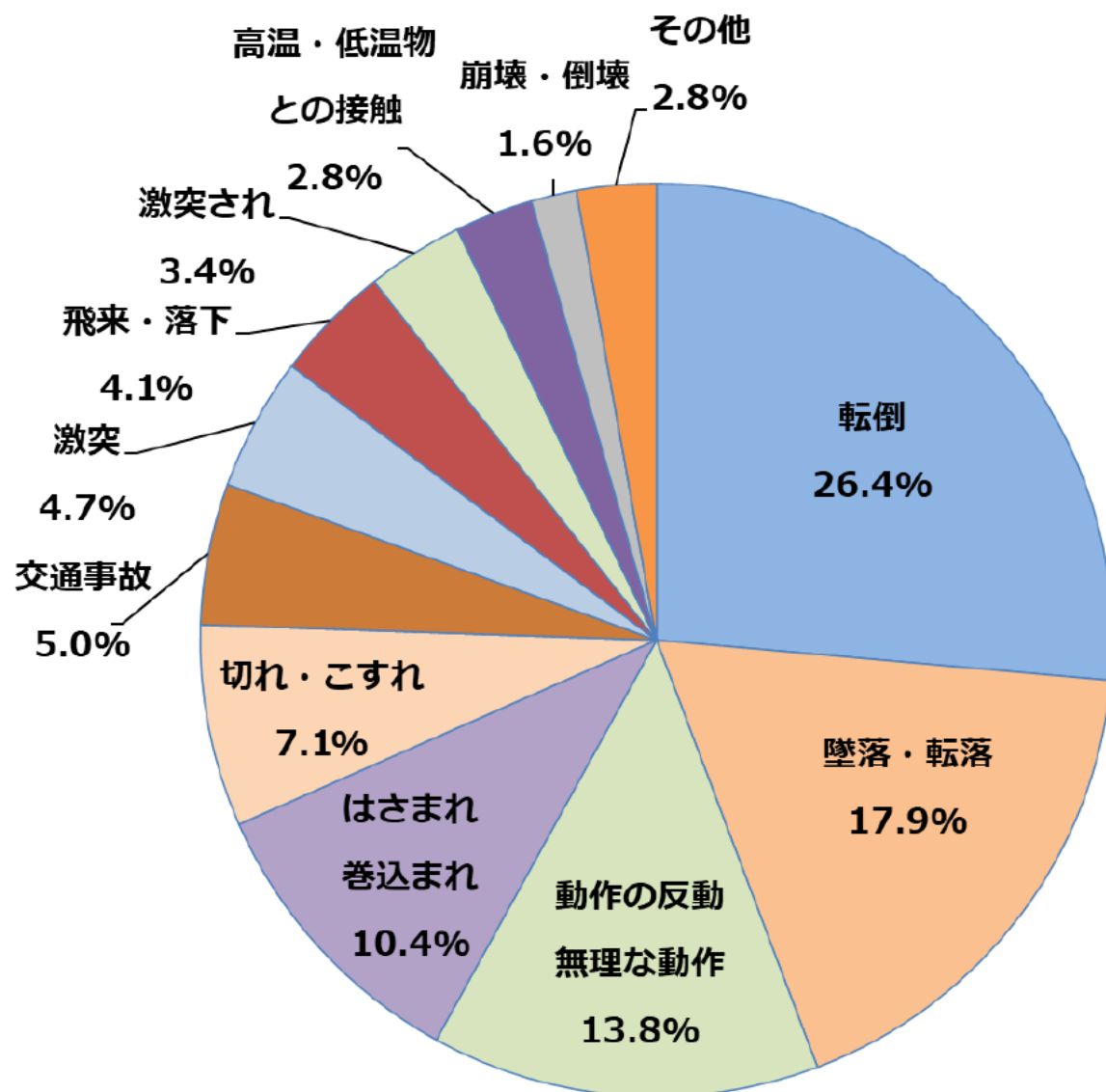


出典：労働者死傷病報告及び死亡災害報告

※新型コロナウイルス感染症によるものを除く。

労働災害発生状況（令和6年 被災者2,420人）

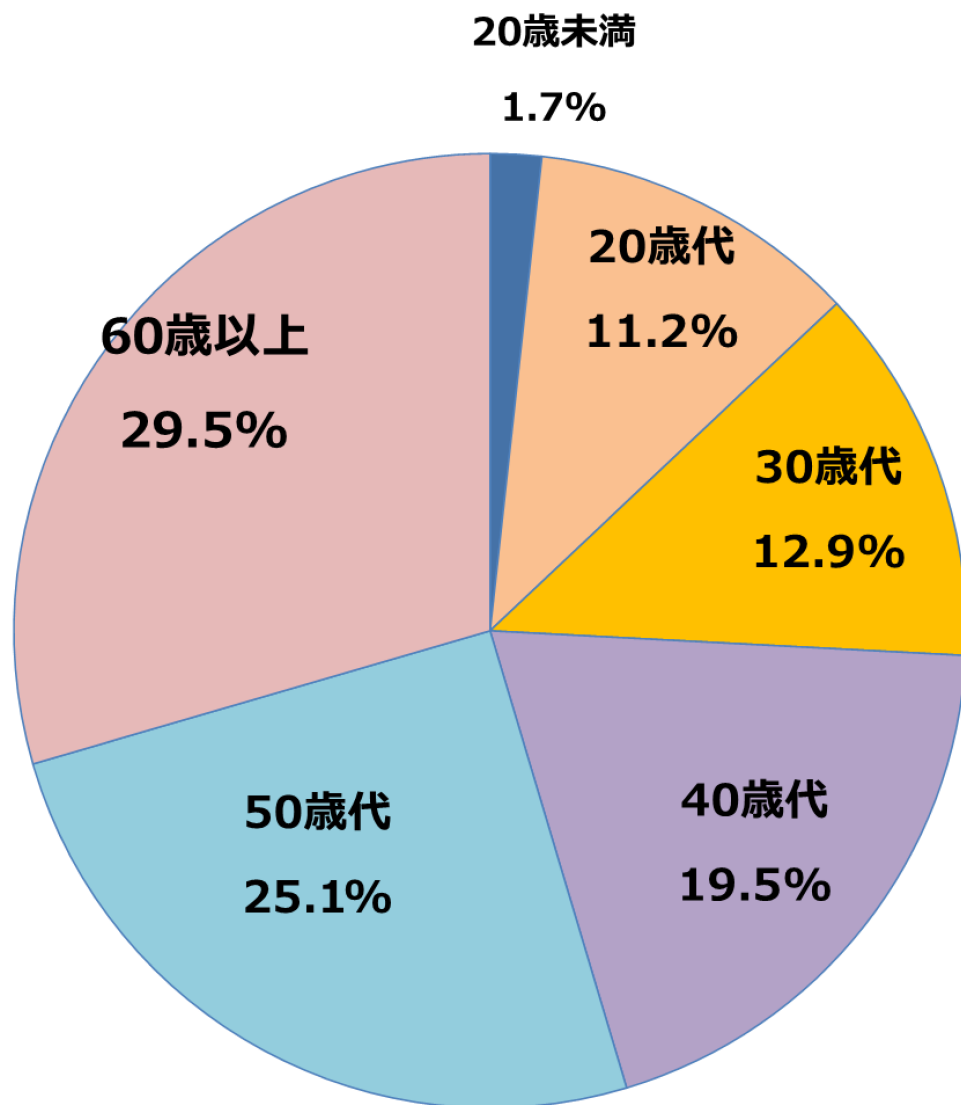
事故の型別



事故の型	計（人）
転倒	639
墜落、転落	432
動作の反動・無理な動作	333
はさまれ・巻き込まれ	251
切れ、こすれ	173
交通事故	121
激突	114
飛来、落下	100
激突され	83
高温・低温物との接触	67
崩壊・倒壊	39
その他	68
総計	2,420

労働災害発生状況（令和6年 被災者2,420人）

事故の型別

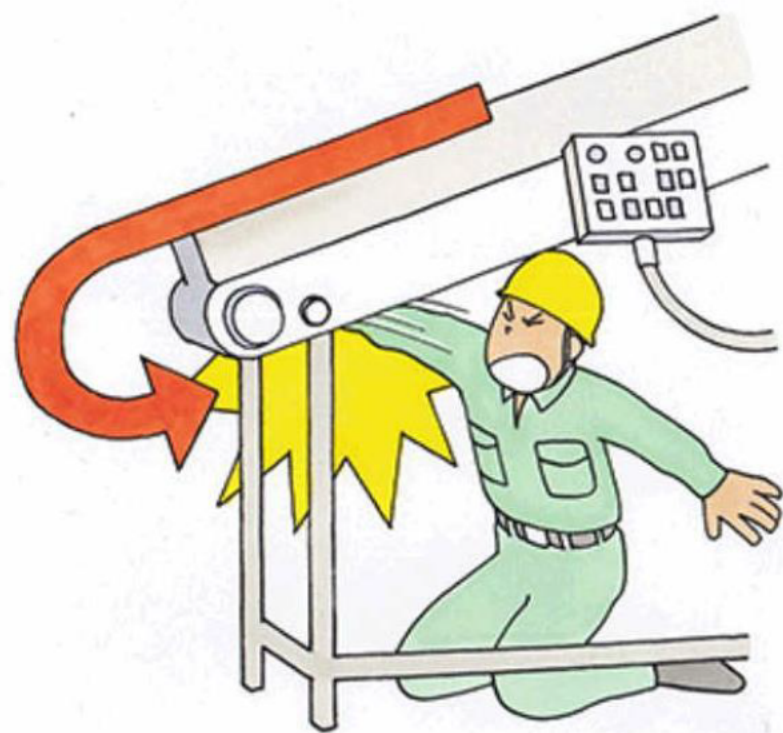


	計（人）
20歳未満	42
20歳代	272
30歳代	311
40歳代	473
50歳代	608
60歳以上	714
総計	2,420

災害事例 1（機械災害）

破砕機の投入コンベアのリターンローラー部に付着した石膏粉に気付いた被災者が、**コンベアを停止せず**に、コンベア裏からワイヤブラシで擦り落とそうとした際、リターンローラー部とコンベアベルトの間に、ワイヤブラシごと右腕から胸のあたりまでを巻き込まれた。

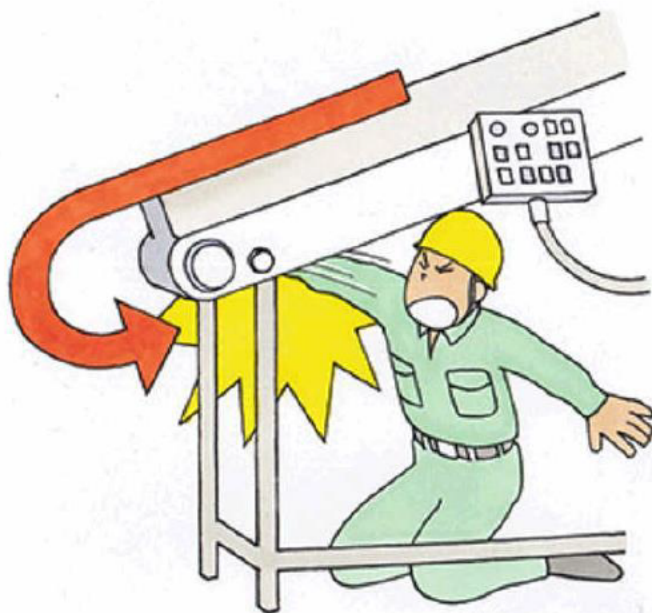
上腕部切断
経験年数 10 年以上
40 代男性



災害事例 1（機械災害）

【主な原因】

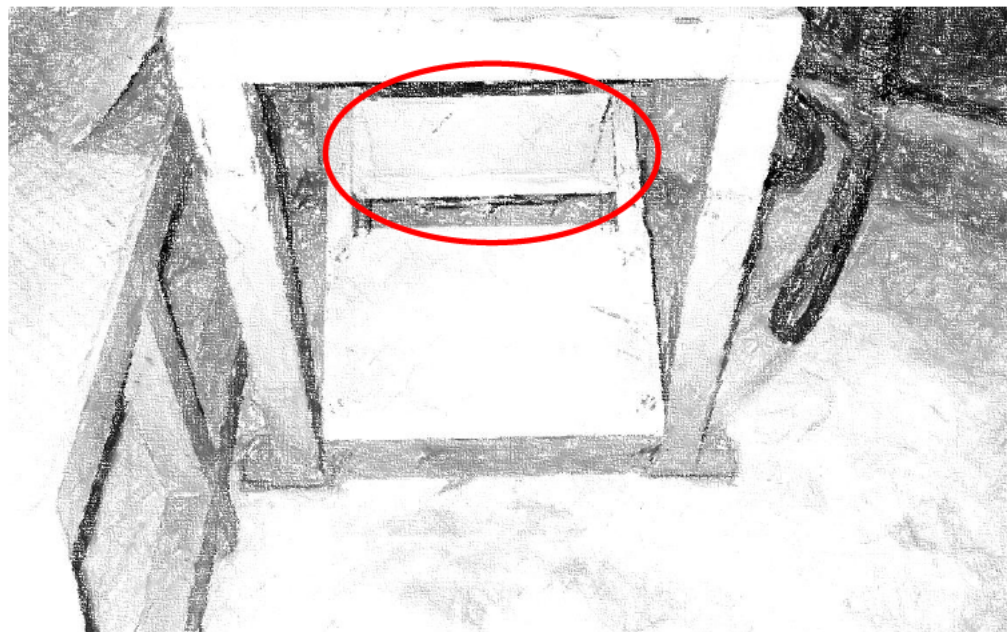
- 1 コンベアの運転を停止しなかったこと。
- 2 リターンローラー部に覆い、囲い等が設けられていなかったこと。（リスクアセスメント不足、未実施）
- 3 機械災害に対する安全意識の欠如（慣れ、教育不足等）



【考えるべきその他要因】

- 作業場内でこれまでも同様の作業が行われていた可能性があること。（他機械も含め）
- 作業手順書の有無、内容、活用状況

災害事例（機械災害）



機械を停止すべきであった作業による巻き込まれ災害は非常に多い。

- ・ 手でゴミ等を除去する際
- ・ 詰まりを除去した直後
(突然動き出す)

災害事例 2（機械災害 食品加工機械）

食料品製造機械に手を入れ、手指4本を亡失した災害事例。教育内容は機械の取り扱い方法のみであった。⁹

災害事例 2（機械災害 食品加工機械）

1 海藻等を刻む機械
（食品加工用機械）

2 事業場規模 労働者数60名

3 被災者

外国人 20歳代 女性

経験年月 4月

4 発生時刻

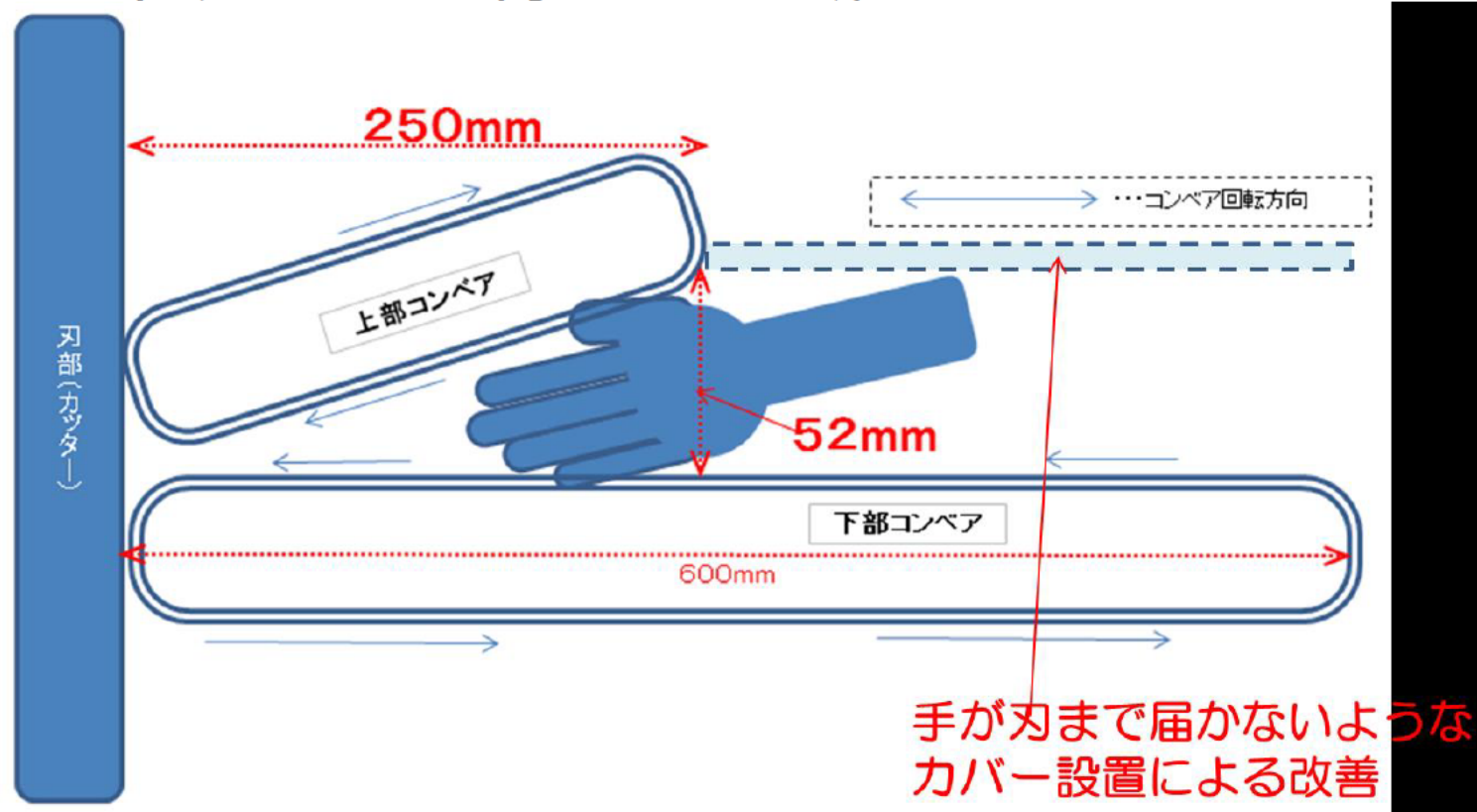
15：45（終業16：00）

5 作業内容等

別ラインから流れてきた海藻
を、当該機械コンベア部に乗
せ刃部に送り込む作業

覆い等の設置について

- ◎ 回転部に巻き込まれるおそれが見込まれる箇所には、**覆い、囲い等**を設けること。
- ◎ 設計時、設備導入時及びその後定期的に、機械作業に係る**リスクアセスメントを実施**し、危険性・有害性を特定、その除去・低減対策を講じること。



機械災害の防止対策

【対策】

- 1 回転部に巻き込まれるおそれが見られる箇所には、**覆い、囲い等を設けること。**
- 2 付着物等が生じにくいローラーに替えること。
- 3 回転部等、身体が巻き込まれるおそれのある箇所に**近寄らないよう、作業者に徹底させること。**
（定期的な安全衛生教育による危険感受性向上等）機械の掃除等の作業を行う場合は、機械の運転を停止させること。
- 4 機械の掃除等の作業を行う場合は、**機械の運転を停止させること。**

機械災害の防止対策

【対策】

- 5 やむを得ず機械の運転中に掃除、調整等の作業を行う場合には**安全な用具を使用**すること。
- 6 定常作業のみならず、**非定常作業に係る作業手順**等を定めること。
- 7 機械を停止した際には、**起動装置に表示板**（「整備作業中」、「電源投入禁止」など）等を取り付けること。
- 8 設計時、設備導入時及びその後定期的に、当該機械における作業に係る**リスクアセスメントを実施**し、危険性・有害性を特定して、その除去・低減対策を講じること。

法令上の規程（巻き込まれ災害等の防止）

労働安全衛生規則 第101条（原動機、回転軸等による危険の防止）

第1項 事業者は、機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆い、囲い、スリーブ、踏切橋等を設けなければならない。

- 「ベルト等」の「等」には、チェーンが含まれる。
- 「労働者に危険を及ぼすおそれのある部分」とは、労働者が通常の作業(日々行われる掃除、給油、検査等を含む。)又は通行の際に接触することにより巻き込まれ、又は引き込まれる等の危険がある部分をいうこと。
- 「踏切橋等」の「等」には、柵が含まれること。

法令上の規程（巻き込まれ災害等の防止）

労働安全衛生規則 第101条（原動機、回転軸等による危険の防止）

第2項 事業者は、回転軸、歯車、プーリー、フライホイール等に附属する止め具については、埋頭型のものを使用し、又は覆いを設けなければならない。

第3項 事業者は、ベルトの継目には、突出した止め具を使用してはならない。

○「フライホール等」の「等」には、スプロケットホイールが含まれること。

○「止め具」とは、回転軸に歯車、プーリ等を固定するためのキー、セットボルト等をいい、非金属のものを含むこと。

○「突出した止め具」には、突出部を削って安全にした止め具は含まれないこと。

法令上の規程（巻き込まれ災害等の防止）

労働安全衛生規則 第107条（掃除等の場合の運転停止等）

第1項 事業者は、機械の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。

ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。

○「機械の運転中に作業を行なわれなければならない場合」とは、ベルトコンベヤのベルトを掃除する場合のように機械を運転しなければ作業を完全には行うことができない場合等をいう。

○「覆いを設ける等」の「等」には「十分な長さの用具を使用する」が含まれる。

法令上の規程（巻き込まれ災害等の防止）

労働安全衛生規則 第107条（掃除等の場合の運転停止等）

第1項 事業者は、機械の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。

ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。

- 「調整の作業」には、原材料が目詰まりした場合の原材料の除去や異物の除去等、機械の運転中に発生する不具合を解消するための一時的な作業や機械の設定のための作業が含まれること。

法令上の規程（巻き込まれ災害等の防止）

労働安全衛生規則 第107条（掃除等の場合の運転停止等）

第2項 事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠を掛け、**当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等**同項の作業に従事する労働者以外の者が**当該機械を運転することを防止するための措置**を講じなければならない。

○「当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等」の「等」には次の措置が含まれる。

イ 作業者に安全プラグを携帯させる。

ロ 監視人を配置し、作業を行っている間当該機械の起動装置を操作させないように措置を講じる。

ハ 当該機械の起動装置の操作盤全体に錠をかける。

法令上の規程（巻き込まれ災害等の防止）

労働安全衛生規則 第151条の78

（非常停止装置）

事業者は、コンベヤーについては、労働者の身体の一部が巻き込まれる等労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、非常の場合に直ちにコンベヤーの運転を停止することができる装置を備えなければならない。

労働者が作業中にコンベヤーに巻き込まれる等の災害が発生したときに、被災者自身又は他の労働者が元スイッチを切ることなしに直ちにコンベヤーを停止することができる非常停止装置の設置を義務づけたもの

法令上の規程（巻き込まれ災害等の防止）

労働安全衛生規則 第151条の78（非常停止装置）

第1項 事業者は、コンベヤーについては、労働者の身体の一部が巻き込まれる等労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、非常の場合に直ちにコンベヤーの運転を停止することができる装置を備えなければならない。

○「危険が生ずるおそれがあるとき」に該当しないと認められるのは、次の措置のいずれかを行っているとき等をいうものであること。

イ コンベヤーの周囲を全部プラスチック、鉄板等で覆ってあること。

ロ コンベヤーの外側に柵を作り、通常作業中は労働者が入ることができないようにすること。

ハ ベルトコンベヤー等でローラー部分に柵又は覆いがあり、巻き込まれるおそれのある部分と作業を行う者との間を遮断すること。

法令上の規程（巻き込まれ災害等の防止）

労働安全衛生規則 第151条の78（非常停止装置）

第1項 事業者は、コンベヤーについては、労働者の**身体の一部が巻き込まれる等**労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、非常の場合に直ちにコンベヤーの運転を停止することができる装置を備えなければならない。

- 「身体の一部が巻き込まれる等」の「等」には、プッシャーコンベヤーにひかれること等が含まれること。
- 「非常停止装置」には、ロープ式非常停止装置のようにコンベヤーに沿ってロープが張られこのロープを引くことによってコンベヤーの運転を直ちに停止できるもの、巻き込まれるおそれのある箇所ごとに設置される非常停止スイッチ、コンベヤーの長さが短いときに送り出し側とコンベヤーの末端に設置する非常停止スイッチ等があること。

法令上の規程（墜落災害等の防止）

労働安全衛生規則 第151条の67（昇降設備）

第1項 事業者は、最大積載量が二トン以上の貨物自動車に荷を積む作業又は最大積載量が二トン以上の貨物自動車から荷を卸す作業を行うときは、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者が床面と荷台との間及び床面と荷台上の荷の上面との間を安全に昇降するための設備を設けなければならない。

- 「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等を含むものであること。
- 昇降設備の構造は、手すりのあるもの、踏板に一定の幅や奥行きのあるものが望ましいこと。また、貨物自動車に設置されている昇降用のステップにあっては、乗降グリップがあり、三点支持等により安全に昇降できる形式のもの等が望ましいこと。

貨物自動車での荷役作業時における安全対策の強化

第1 貨物自動車への昇降設備の設置義務を拡大（安衛則第151条の67関係）

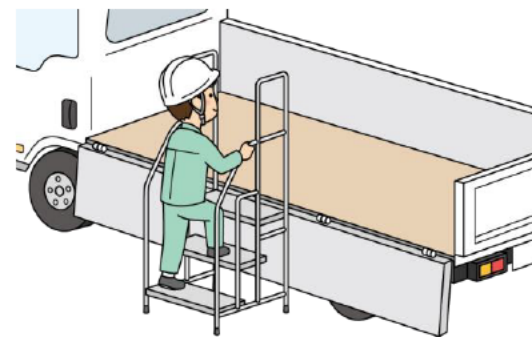
最大積載量**2トン以上の貨物自動車**について、荷の積み卸し作業を行うときの、昇降設備の設置が義務付け。（従前は最大積載量5t以上）

令和5年10月1日施行

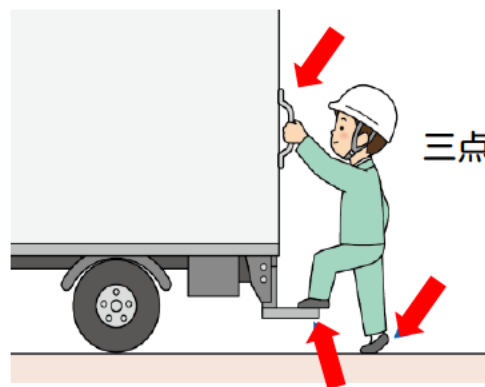
○建設業においても**貨物自動車であれば適用**される。

○「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれる。

○昇降用ステップは、乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものが望ましい。



可搬式の踏み台等の例



三点支持等の例

※荷台高さによる適用除外はない。

※なお、**2t未満**であっても、高さが1.5mを超える箇所で作業を行うときは、**安衛則第526条**第1項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務。

法令上の規程（墜落災害等の防止）

労働安全衛生規則 第518条（作業床の設置）

第1項 事業者は、高さが二メートル以上の箇所(作業床の端、開口部等を除く。)で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

第2項 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

○「作業床の端、開口部等」には、物品揚卸口、ピット、たて坑又はおおむね四〇度以上の斜坑の坑口及びこれが他の坑道と交わる場所並びに井戸、船舶のハッチ等が含まれること。

○。

法令上の規程（墜落災害等の防止）

労働安全衛生規則 第519条（開口部等の囲い等）

第1項 事業者は、高さが二メートル以上の**作業床の端、開口部等**で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等(以下この条において「**囲い等**」という。)を設けなければならない。

○「作業床の端、開口部等」には、**物品揚卸口、ピット、たて坑又はおおむね四〇度以上の斜坑の坑口**及びこれが他の坑道と交わる場所並びに**井戸**、船舶のハッチ等が**含まれる**こと。

荷役作業時の墜落防止対策例

作業台、移動式作業台例



荷役作業時の墜落防止対策例

荷台上での作業時の墜落制止用器具の取付け設備例



法令上の規程（墜落災害等の防止）

労働安全衛生規則 第526条（昇降するための設備の設置等）

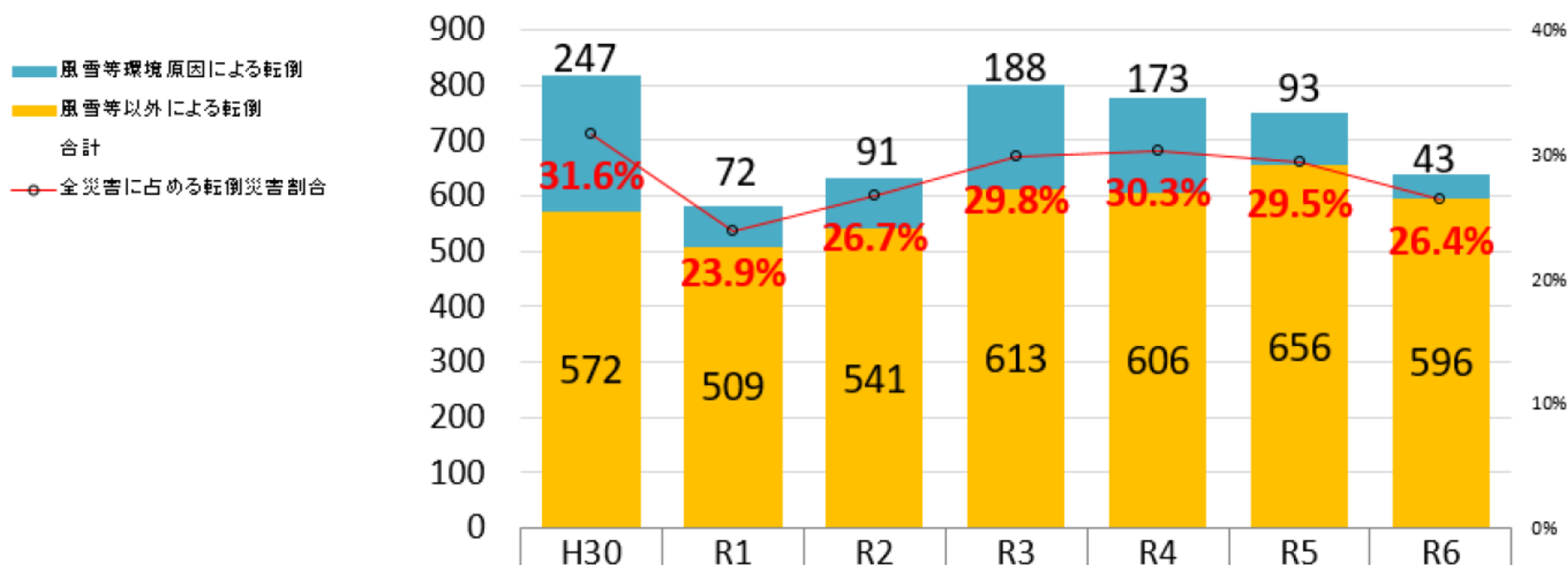
第1項 事業者は、高さ又は深さが一・五メートルをこえる箇所
で作業を行なうときは当該作業に従事する労働者が**安全に昇
降するための設備等**を設けなければならない。ただし、安全
に昇降するための設備等を設けることが**作業の性質上著しく
困難なとき**は、この限りでない。

- 「安全に昇降するための設備等」の「等」には、エレベータ、階段等がすでに設けられており労働者が容易にこれらの設備を利用し得る場合が含まれること。
- 「作業の性質上著しく困難な場合」には、立木等を昇降する場合があること。なお、この場合、労働者に当該立木等を安全に昇降するための用具を使用させなければならないことは、いうまでもないこと。

転倒災害について

転倒災害・年別推移害統計（H27～R6）

(人)

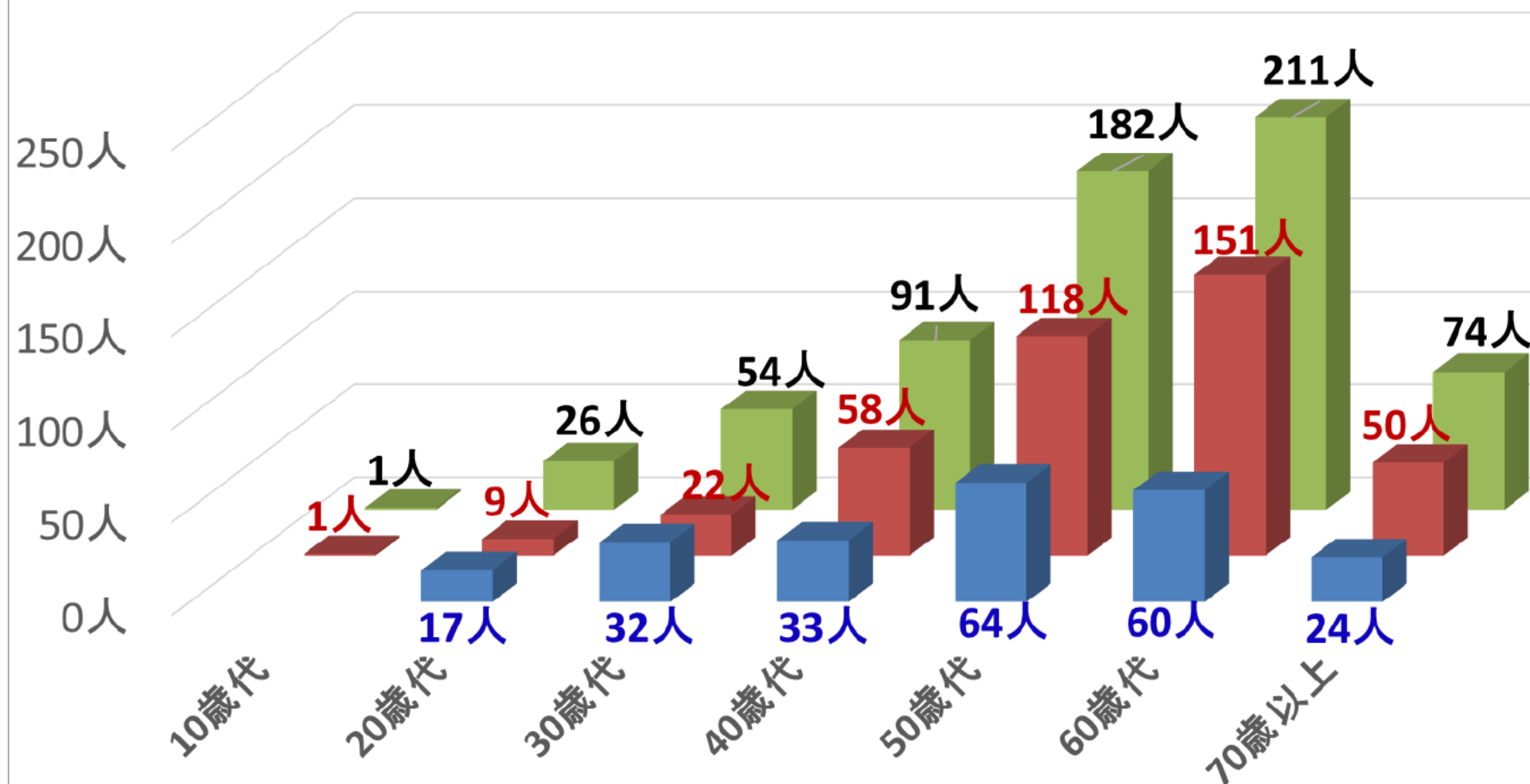


風雪等環境原因による転倒	247	72	91	188	173	93	43
風雪等以外による転倒	572	509	541	613	606	656	596
合計	819	581	632	801	779	749	639
全災害に占める転倒災害割合	31.6%	23.9%	26.7%	29.8%	30.3%	29.5%	26.4%

転倒災害について

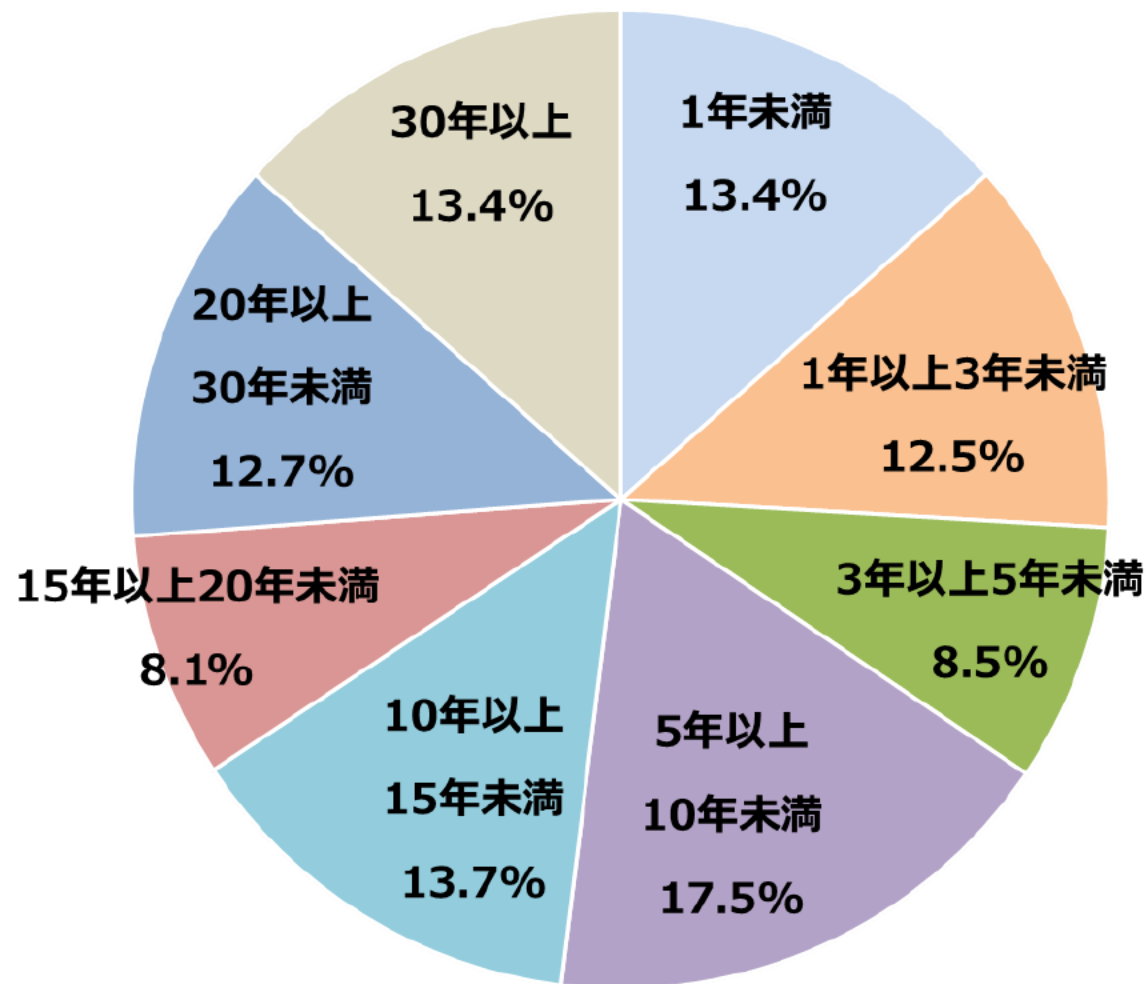
転倒災害 年代別・性別統計 (R6)

■ 男性:230人 ■ 女性:409人 ■ 男女計:639人



高年齢労働者の安全と健康確保について

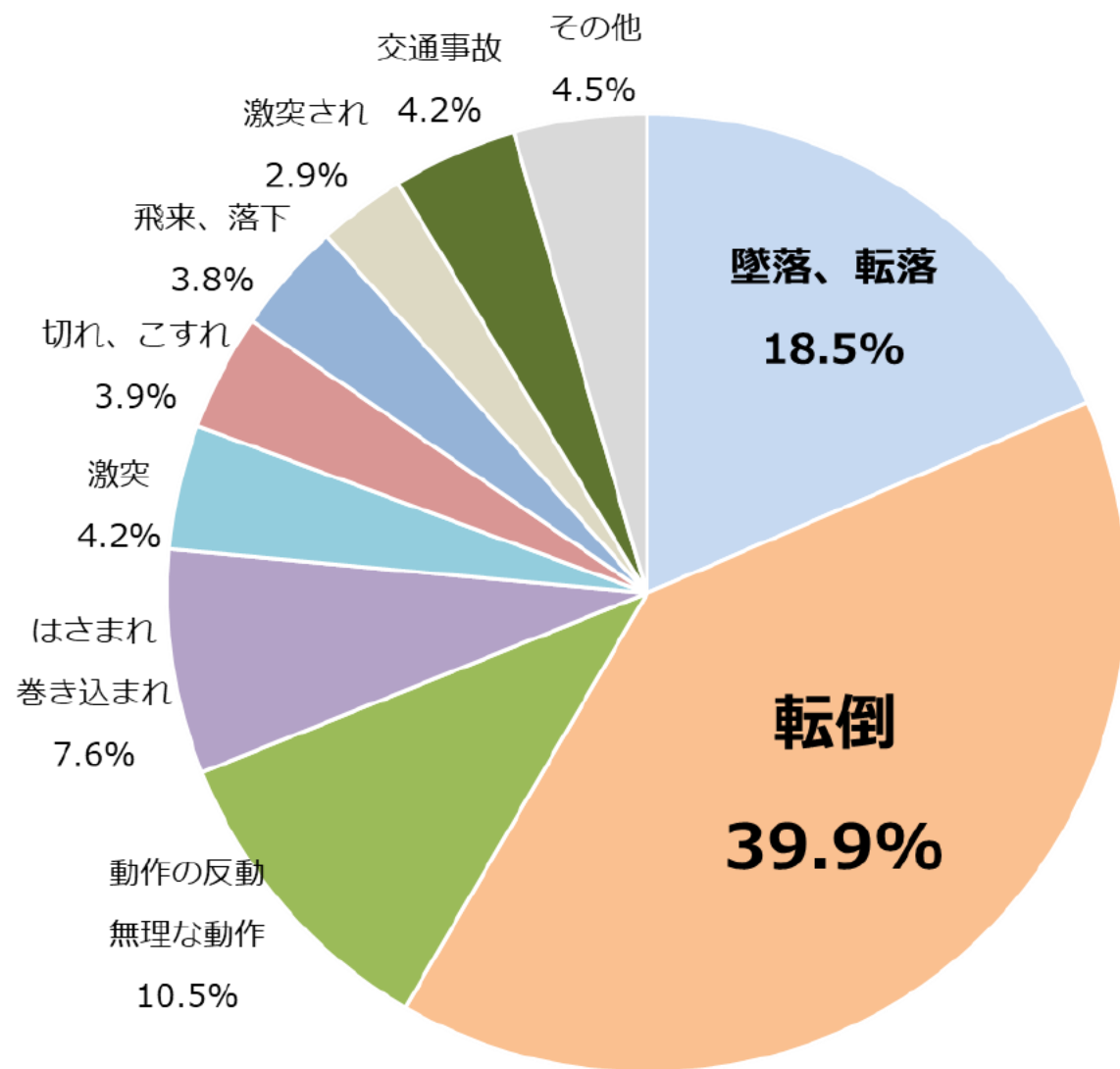
高年齢労働者（60歳以上）経験年数別（R6）



経験期間	計(人)
1年未満	96
1年以上3年未満	89
3年以上5年未満	61
5年以上10年未満	125
10年以上15年未満	98
15年以上20年未満	58
20年以上30年未満	91
30年以上	96
総計	714

高年齢労働者の安全と健康確保について

高年齢労働者（60歳以上）事故の型別（R6）



事故の型	計(人)
墜落、転落	132
転倒	285
動作の反動・無理な動作	75
はさまれ・巻き込まれ	54
激突	30
切れ、こすれ	28
飛来、落下	27
激突され	21
交通事故	30
その他	32
総計	714

高年齢労働者の安全と健康確保について

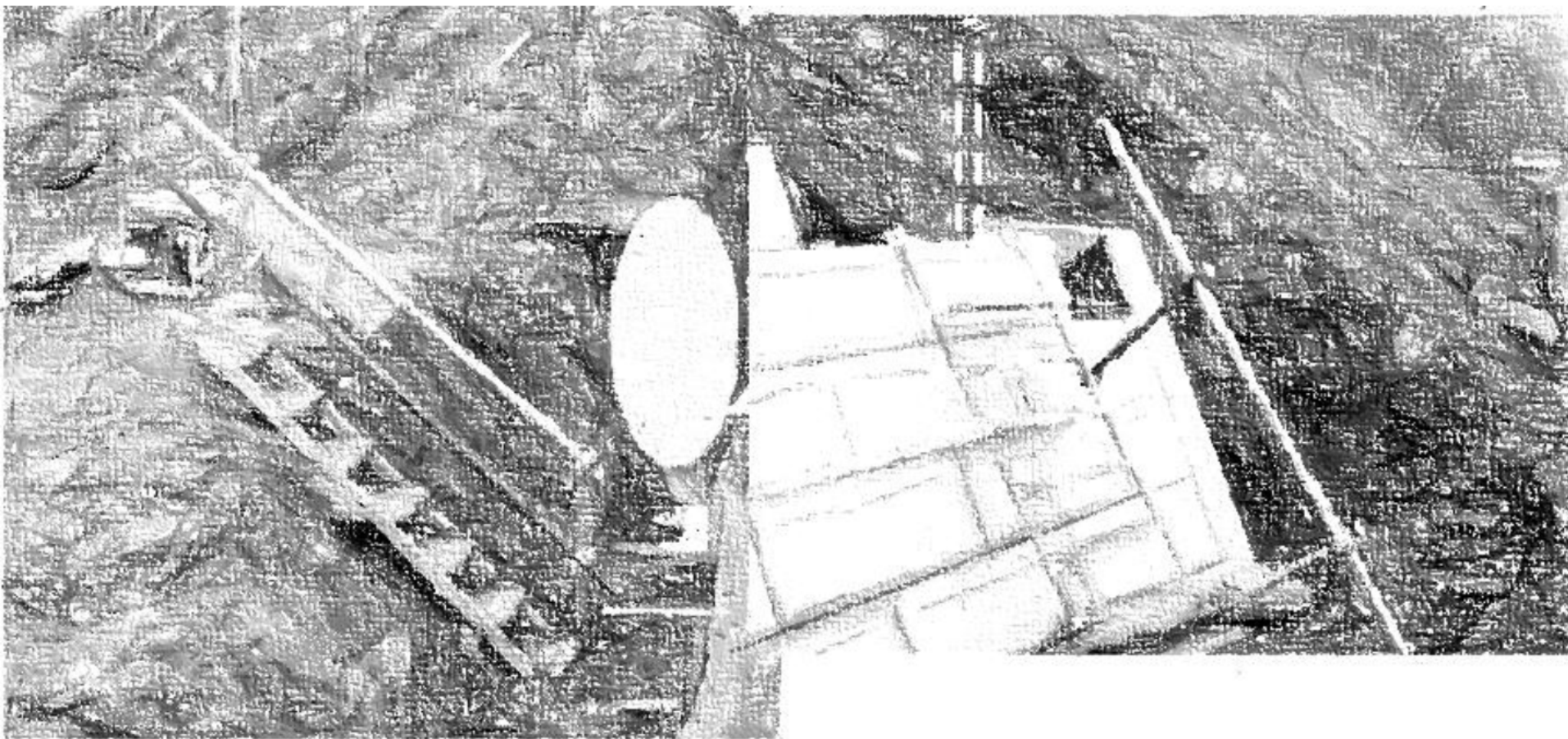
労働安全衛生法 第62条（中高年齢者等についての配慮）

事業者は、中高年齢者その他労働災害の防止上その就業に当たって特に配慮を必要とする者については、これらの者の心身の条件に応じて適正な配置を行なうように努めなければならない。

- 労働災害は、中高年齢労働者等に発生危険が多くなるが、本条は事業者に対して、これらの者の配置に際して、労働災害防止の観点から、その心身の条件にみあった適正な職場配置をするように要請しているものである。
- 「その他労働災害の防止上その就業に当たって特に配慮を必要とする者」には、身体障害者、出稼労働者等があること。

高年齢労働者の安全と健康確保について

設備面の配慮例



高年齢労働者向けの対策は、
結果的に現場全体の安全水準の向上につながる

労働安全衛生法等の改正

- 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の概要（令和7.5.14公布）

改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。令和8年1月1日から段階的に施行されます（一部は公布日施行）。

改正の概要（その1）

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

- | | |
|-------------------------------|-----------------|
| ① 注文者等の配慮 | 令和7.5.14（公布日）施行 |
| ② 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大 | 令和8.4.1施行 |
| ③ 業務上災害報告制度の創設 | 令和9.1.1施行 |
| ④ 個人事業者等自身への義務付け | 令和9.4.1施行 |
| ⑤ 作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務づけ | 令和9.4.1施行 |

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

公布後3年以内に政令で定める日に施行
ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場についても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務づけられます。

個人事業者等に対する安全衛生対策を推進する背景

労働安全衛生法（安衛法）の規定とこれまでの考え方

- **安衛法は、職場における労働者の安全と健康を確保することを目的**としており、これまでこの法律により**保護すべき対象は、事業者に雇用されている「労働者」と位置付け、運用**してきた。

＜参考＞労働安全衛生法

（目的）

第1条 この法律は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより**職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。**

最高裁（令和3年5月）の判断

- 建設作業で石綿（アスベスト）にばく露し、肺がん等に罹患した元労働者や一人親方が、国を相手取り、規制が十分であったかが争われた**「建設アスベスト訴訟」の最高裁判決において、石綿の規制根拠である安衛法第22条（事業者による健康障害防止措置に関する規定）は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断**がされた。

＜最高裁判決の論拠＞

- ・ 第1条の目的規定には、「快適な職場環境の形成を促進」とされており、その対象は労働者に限定していないこと。
- ・ 石綿等の有害物に対する措置を事業者に義務付けている第22条では、その保護対象を労働者に限定していないこと。

＜参考＞労働安全衛生法

第22条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液または残さい物による健康障害

建設石綿訴訟の最高裁判決を踏まえた対応（その1）

事業者が実施すべき事項（省令改正：令和5年4月施行）

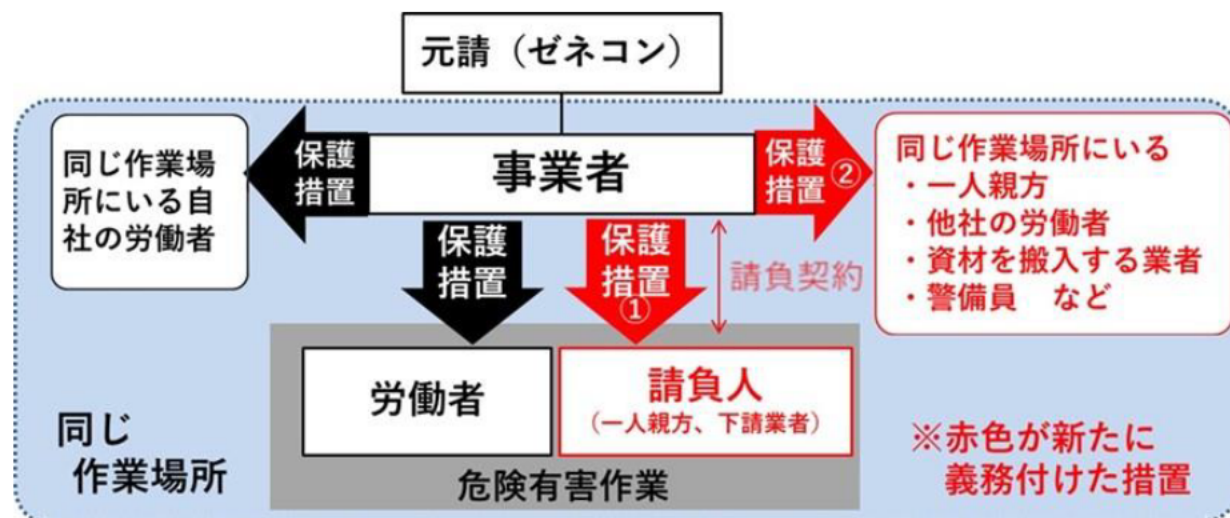
- ① 労働者以外の者にも危険有害な作業の一部を請け負わせる場合は、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても、労働者と同等の保護措置を実施する。**
- ② **同じ作業場所にいる労働者以外の者**（他の作業を行っている一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）**に対しても、労働者と同等の保護措置を実施する。**

①危険有害な作業の一部を請け負わせる場合の主な措置

- ・ 作業時に設備を稼働させる等について配慮する義務
- ・ 保護具の使用が必要である旨を周知する義務
- ・ 作業方法の遵守が必要である旨を周知する義務
- ・ 身体汚染除去が必要である旨を周知する義務

②同じ作業場所にいる労働者以外の者に対する主な措置

- ・ 危険箇所への立ち入りを禁止する義務
- ・ 特定の場所での喫煙・飲食を禁止する義務
- ・ 危険性等を掲示して知らせる義務
- ・ 事故発生時、退避させる義務



建設石綿訴訟の最高裁判決を踏まえた対応（その2）

事業者が実施すべき事項（省令改正：令和7年4月施行）

- ③ 危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、保護具等を使用する必要がある旨を周知する。
- ④ 危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う退避や立入禁止等の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の者（他の作業を行っている一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も対象にする。

※ 危険箇所等において事業者が行う措置の対象者の範囲

- ・ 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、その場所で作業を行う全ての者
- ・ 禁煙等の火気使用が禁止されている場所においては、その場所にいる全ての者
- ・ 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、その場所にいる全ての者



①から④までの措置は、個々の事業者が請負契約の相手方に対して生じる義務です。

※ 赤の矢印が新たに生じた措置義務

① 注文者等の配慮

- 安衛法第3条第3項は、建設工事以外の注文者にも広く適用され、事業主体ではない個人や一般消費者等も含む趣旨であり、自らの注文した内容に、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮しなければなりません。
- 無理な工期・納期の設定や変更、当初予定していなかった条件の注文後の付加等をしないよう配慮する必要があります。

公布日（令和7年5月14日）施行

※旧安衛法第3条第3項の趣旨に変更はなく、義務主体の適用範囲の明確化、注文内容の例示を追加したもの。

旧安衛法第3条第3項

建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。

新安衛法第3条第3項

建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、作業方法、工期、納期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

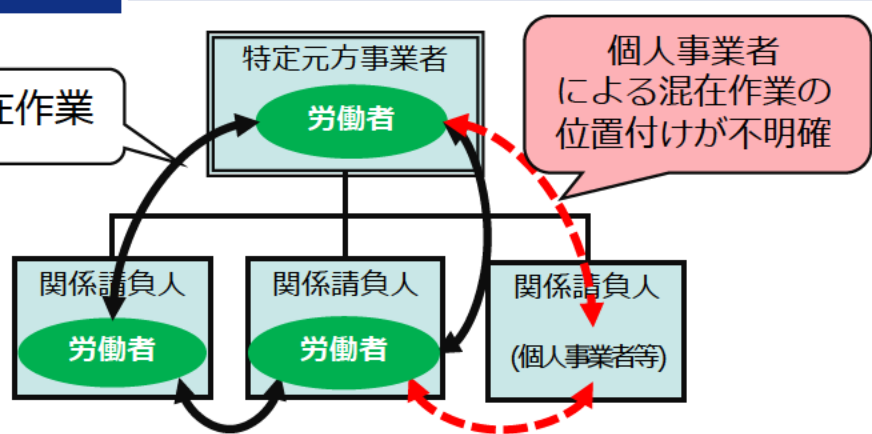
② 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

- (特定) 元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されます。
- また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講じることになります。

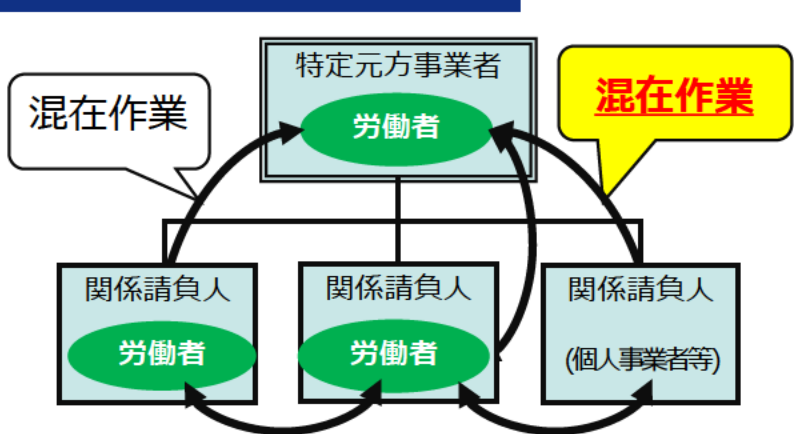
令和8年4月1日施行

※ 個人事業者等を含む作業従事者の数に応じ、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理者の選任を行う必要があります。

これまで



令和8年4月1日施行後



⑤ 作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け

- 作業場所管理事業者（仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。） に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられます。

令和9年4月1日施行

